

平成26年度口頭試験レポート

ハンドルネーム： ひっきー

部門： 電気電子（情報通信）

今回幸いにも技術士2次試験に合格できました。SUKIYAKI 塾のHPは、主に口頭試験の情報収集に活用させていただきました。そのお礼のため、少しでも参考になればと思いレポートを書きました。

1. 日時

平成26年11月30日（日）

2. 場所

フォーラム8 5F

3. 部門

電気電子（情報通信）

専門とする事項 光情報通信システム

4. 試験官

A氏・・・60代くらい。大学の教授風で事前の質問集に沿って進める。

B氏・・・50代くらい。ベンダの技術者風。

5. 面接までの準備

- ・プレゼンはどんなパターンにも対応できるように、経歴は1分強、業務の詳細は1、2、3、5分のパターンでできるように作文し練習しました。
- ・業務内容の詳細の技術的課題と解決策については、技術的なつっこみに答えられるように裏付けや回答を準備しました。
- ・技術者倫理や技術士制度に関しては、市販の本、Web等にある情報から想定問答を作成し暗唱して練習しました。
- ・想定問答は上記2つをあわせて120程になりました。
- ・模擬面談は一度受講しました。その後も一人で面談リハーサルを繰り返し行いました。

6. 概説・所感

- ・試験の1時間前に到着して、試験室を確認した後、控室で待ちました。朝早いので人は少な

かったです。

- ・ 10分前に試験室前に移動しました。前の受験者の退出後、1分ほどで入室を促されました。時間通りに始まりました。
- ・ 試験官は丁寧な対応でした。
- ・ プレゼンは少し詰まるところもありましたが、ほぼ練習通りにできたと思います。始まってしまうとそれほど緊張しませんでした。
- ・ 業務の詳細への質問は一般的な内容であり、技術的な質問はありませんでした。
- ・ そのためか技術士制度や技術者倫理に関する後半が長かった気がします。
- ・ 技術士制度や技術者倫理に関する質問は、一問（技術士法第36条）を除いて想定の内訳で済みました。ほぼ問題のない回答はできたと思います。
- ・ 反面、できるだけ問いに簡潔に答えようとしたため、少しアピールが不足した気がします。
- ・ 技術士法（36条）の質問がノーマークでわかりませんでした。
- ・ 時計は向かって左側の壁にありました。横にあるため特に見ませんでした。
- ・ 時間は20分しっかり使ったようでした。
- ・ 技術士法36条に少し心がひかかりましたが、終了後は解放感がどっと出てきました。

7. 質疑応答

私：（入室して）失礼します。

A氏：荷物をそこに置いてください。

A氏：受験番号と氏名を教えてください。

私：（回答）

A氏：それではおかけ下さい。

私：はい、よろしくお願いします。

A氏：経歴を5分で説明してください。

私：業務の詳細も含めて5分でよろしいでしょうか。

A氏：はい。

私：（経歴（1分強）、業務の詳細（3分）を説明）

（両氏は資料に線を引きながら聞いていたので、こちらを見ませんでした。）

A氏：再設計を必要としたシステムはかなり以前のものであったのでしょうか。

私：はい、10年近くになります。

B氏：〇〇社が開発したのですか。

私：××から受託しています。製造はベンダが行いました。

A氏：チーム構成はどうでしたか。

私：7～8人でした。

A氏：△△さんがリーダーであったのですね。

私：はい、リーダーでした。

B氏：課題の解決はどのように進めましたか？

私：チームで解決案を検討し、実行可能か開発ベンダとすりあわせました。

B氏：いろいろな解決策を行っていますが、特にあなたが発案したものはどれでしょうか。

私：システムの冗長構成を決めることを過去のシステムを調査して行ったことです。

B氏：ベンダとの利益相反になることがあります、どのように対応しましたか。

私：(想定外の質問) 目標を共有していたため、無理にコスト低減を押し進めたことはなかったと思います。(言い直して) 技術的に積み上げながら解決しましたので、無理に進めることはなかったです。

A氏：今まで失敗例はありますか。

私：業務の詳細にある件で、他装置とのインタフェース仕様を誤り、運用部門に迷惑をかけたことがあります。他装置を担当する部署と、こちらの情報連絡がよくなかったことが原因でした。

その後は、仕様を確認する体制や仕組みを作り、得た情報をすぐに実機で確認するようにして対策しました。

A氏：それはいつごろですか。

私：業務の詳細の内容なので平成23年ごろです。

A氏：それ以後、その対策を続けているということですか。

私：はい、そうです。

A氏：技術士になる動機は何でしょうか。

私：技術士として人脈をひろげ研鑽を積んで技術力を高め、より高度な情報通信システムプロジェクトの中核を担いたいと考えます。それで社会的課題のひとつでも解決したいと考えています。

A氏：技術士はいつから知っていましたか。

私：10年ほど前だと思います。その後、技術士の詳細を知って、また、社内も技術士は多くありませんが高度な業務を担っているため、私も取得したいと思いました。

A氏：会社に技術士会はありますか。何か活動をしていますか。

私：はい、あります。まだ活動はしていませんが、取得後はぜひ参加したいです。

A氏：CPDは知っていますか。CPDには何をしていますか。

私：今、何をしているかということによろしいでしょうか。(念のために確認しました。)

今は、業界の技術専門誌の購読やベンダの 세미나、展示会への参加、Webで技術トピックをチェックしています。

A氏：過去に論文の発表はありますか。

私：かなり前ですが、×××という学会で発表したことがあります。

A氏：技術士法にある技術者倫理は何が書かれていますか。

私：5大義務でよろしいでしょうか。

A氏：はい。

私：(3義務、2責務を回答)

A氏：なぜ、信用失墜行為の禁止があるのでしょうか。

私：技術士は高い倫理と技術を持って産業界をけん引する役割があります。信用失墜行為とは公益に反する行為であります。公益に反することは国民の財産や生命を脅かすことになりません。

A氏：なぜ、技術者倫理を最近言われるのでしょうか。

私：国民生活は、技術からなる製品やサービスの上に成り立っています。倫理を損なうということは製品の安全確認が疎かになったりして、国民の安全や財産を脅かすことになるからです。

B氏：信用失墜行為はあなたの近くでありましたか。あればどうしますか。

私：信用失墜行為ですね。(公益に反する行為と間違っていないかの確認のため聞きました。) 今まで経験はありません。信用失墜行為は欺瞞的な行為や不当な報酬の授受、公益に反する行為のため、もし周囲であれば、会社内や部下に対してやめるように説得します。

A氏：公益の確保を普段意識していますか。

私：はい、私の扱っている通信インフラはまさに公益に直結するものと考えています。これを高機能で品質や信頼性を上げることが公益にかなうことと考えてまず努めています。

A氏：技術士法にある義務違反の罰則は何がありますか。

私：秘密保持義務に違反した場合、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金になります。

A氏：技術士法第36条についての質問です。(文章を読み出す) 文部科学大臣は、技術士又は技術士補が次章の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は●年以内の期間を定めて技術士若しくは技術士補の名称の使用の停止を命ずることができる。

これ(●)は何年でしょうか。

私：申し訳ありません。わかりません。帰って勉強します。

A氏：これは、2年です。

B氏：技術者倫理に反する最近の事例をひとつふたつ挙げてください。

私：JR□□のレール異常放置とデータ改ざん、ベ□□セの情報漏えいがあります。

A氏：それではこれで終わります。

私：はい、(立ち上がって) ありがとうございました。

(退出時) 失礼します。

以上です。